

## 社会福祉法人栗山ゆりの会役員等の報酬基準

### (目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人栗山ゆりの会(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この基準で役員とは、法人の理事・監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

### (報 酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、及び入札立ち合い等の特別業務に出席したときは、1回5,000円(税引き後の受取額)の報酬を支給する。ただし、同一日に開催された理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び入札立ち合い等の特別業務に出席した場合は、1回分の報酬とする。

- 2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、1回5,000円(税引き後の受取額)の報酬を支給する。
- 3 施設の職員(管理者等)を兼務する役員等には報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び入札立ち合い等の特別業務に出席するために、公共交通機関(電車、バス、タクシー等)の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。

- 2 役員等が自家用車を利用した場合は、「社会福祉法人栗山ゆりの会旅費規程」に準じて、その路程の1kmにつき23円の車賃を支給する。ただし、陸路25km未満の路程の場合は支給しない。

### (出張旅費)

第5条 役員等が理事長命で、その職務のために旅行する場合は、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、「社会福祉法人栗山ゆりの会旅費規程」を適用する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 支給する報酬等は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により支給する。

### (改 正)

第7条 この基準を改正する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

この基準は平成29年4月1日から施行する。

この基準は平成30年6月9日から施行する。